

○金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則

平成25年3月29日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(金澤町家保全活用推進協定)

第3条 条例第17条の保全活用支援団体(以下「保全活用支援団体」という。)は、条例第19条第1項の規定により市長と金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定(以下「保全活用推進協定」という。)を締結しようとするときは、金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定締結申出書(様式第1号)に、金澤町家保全活用支援計画書(様式第2号)を添付して市長に申し出なければならない。

第4条 市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係る金澤町家保全活用支援計画書の内容が条例第8条第1項の保全活用推進基本方針に適合していると認めるときは、金澤町家保全活用推進協定書(様式第3号)により、当該保全活用支援団体と保全活用推進協定を締結するものとする。

第5条 前2条の規定は、保全活用支援団体が保全活用推進協定を変更しようとする場合について準用する。

(審議会の会議等)

第6条 金澤町家保全活用審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 条例第3章及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定締結申出書

年 月 日

(宛先)金沢市長

保全活用支援団体の代表者 団体名

住所

氏名

㊟

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例第18条第1項の規定により策定した
について、同条例第19条第1項の規定により金沢市長と金
澤町家の保全及び活用の推進に関する協定を締結したいので、金澤町家保全活用支援計画
書を添えて申し出ます。

様式第2号(第3条関係)

金澤町家保全活用支援計画書

金澤町家保全活用支援 計画の名称	
金澤町家の保全及び活 用の支援に関する活動 の目標及び方針	
金澤町家の保全及び活 用の支援に関する活動 の自主的な取組に関す る事項	
その他金澤町家の保全 及び活用の支援に関す る活動を行うために必 要な事項	

様式第3号(第4条関係)

金澤町家保全活用推進協定書

と金沢市長とは、当該団体が策定した「
」
に基づき、金澤町家の保全及び活用の推進を図るため、金澤町家の保全及び活用の推進に
関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり金澤町家の保全及び活用の推進に関す
る協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定に係る金澤町家保全活用支援計画の内容 別紙「金澤町家保全活用支援計画書」
のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各
自1通を保有するものとする。

年 月 日

保全活用支援団体の代表者 団体名

住所

氏名

金沢市長

印

印